

弘前市道路占用料（令和6年4月1日～）

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱 ※3条以下の電線を添架するもの	1本につき1年	480円
	第2種電柱 ※4条、5条の電線を添架するもの		730円
	第3種電柱 ※6条以上の電線を添架するもの		990円
	第1種電話柱 ※3条以下の電線を添架するもの		430円
	第2種電話柱 ※4条、5条の電線を添架するもの		680円
	第3種電話柱 ※6条以上の電線を添架するもの		940円
	その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第2号に掲げる物件 ※水道管・下水道管ガス管等	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円
	外径が1メートル以上のもの		510円

弘前市道路占用料（令和6年4月1日～）

占用物件			単位	占用料	
法第32条第1項第3号に掲げる物件 ※鉄道、軌道、自動運行補助施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
			その他のもの		9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		430円
		地下に設けるもの			260円
その他のもの				850円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設 (地下街及び地下室を除く。)	上空に設ける通路			430円	
	地下に設ける通路			260円	
	その他のもの			850円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設 ※露店、商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1か月	87円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	87円	
		その他のもの ※突出看板、巻看板等	表示面積1平方メートルにつき1年	870円	
	標識			1本につき1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	9円
		その他のもの		1本につき1か月	87円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	9円
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1か月	87円
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1か月	870円
		その他のもの			430円

弘前市道路占用料（令和6年4月1日～）

占用物件		単位	占用料
令第7条第2号に掲げる工作物 ※太陽光発電、風力発電施設		占用面積1平方メートルにつき1年	850円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 ※工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦等の工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1か月	87円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 ※防火地域内の建築物建替えに伴う仮設建築物			85円
令第7条第8号に掲げる施設 ※道路などに設置する食事施設、購買施設（オープンカフェ等）	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下に設けるもの	階層が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階層が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階層が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設 ※事務所等	建築物		Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる施設 ※被災者の居住用応急仮設建築物施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額